

# 武蔵村山市第四次農業振興計画策定 支援業務委託プロポーザル実施要領

令和8年6月

協働推進部産業観光課

## 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託

### (2) 業務の内容

「武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日翌日から令和10年3月31日まで

## 3 予算（見積限度額）

令和8年度 4,983,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 4,219,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 スケジュール（予定）

内 容	期 日	備 考
案件の公示及び実施要領、仕様書等の配布	令和8年6月25日（木）	市公式ホームページ
参加申込書の提出期限	令和8年7月6日（月）	郵送又は電子メール
第一次審査（参加資格審査）結果通知	令和8年7月8日（水）	電子メール
質問書の提出期限	令和8年7月15日（水）	7月9日（木）から開始 電子メール
質問書の回答期限	令和8年7月17日（金）	電子メール
企画提案書及び見積書の提出	令和8年7月21日（火）	持参又は郵送
第二次審査 （プレゼンテーション）	令和8年7月24日（金）	
第二次審査（予備日） （プレゼンテーション）	令和8年7月27日（月）	
第二次審査結果通知	令和8年7月下旬	電子メール
契約締結	令和8年9月上旬	

## 5 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 6 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしている必要がある。

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。）。

イ 武蔵村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。

カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 前号アの規定にかかわらず、武蔵村山市競争入札参加資格を有していない場合は、次に掲げる事項の書類の正本（発行から3か月以内のもの）を提出させ、確認した上で本プロポーザルに参加させることができる。ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて他自治体の競争入札参加資格を有している者は、その資格を有していることを証する書面（受付票）の提出により参加させることができる（受付票は、実印欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付したものとする。）。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書

エ 商号登記をしていない個人にあつては、登記されていないことの証明書

オ 印鑑証明書（法人及び個人）

カ 財務諸表（法人及び個人）

キ 法人にあつては、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書。

個人にあつては、所得税、個人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときは、その時点で参加資格を失う。

## 7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市公式ホームページで行い、参加申込書、仕様書等の配布を行う。

## 8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 優先契約交渉事業者は、公開型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 優先契約交渉事業者の選考は、別に定めるところにより置く武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査に基づき、審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、当該事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により、選定する。
- (6) 選考の結果は、全参加事業者に通知する。
- (7) 参加事業者が1者になった場合でも審査を行い、審査委員会委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、優先契約交渉事業者として決定する。

## 9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。なお、次の提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

### (1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（第1号様式） 正本1部

イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部

なお、武蔵村山市競争入札参加資格を有しない者については、「6 参加資格(2)」に掲げる書類を提出すること。

ウ 過去5年以内に、当市と同規模程度の地方公共団体の農業振興関連計画等について策定支援業務を行った実績が分かる契約書（1面）の写し（2契約以上） 1部

### (2) 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時（必着）に郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールで参加申込書を提出する場合のメール件名は「【事業者名】武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務（参加申込書）」とし、各提出物は、PDFファイルを作成し、添付して送付するものとし、送信確認の電話連絡をすること。

また、電子メール1通当たりの受信可能容量は10MBまでとする。提出データが10MBを超える場合は、ファイルを分割して送付するものとし、分割して送付することが困難な場合は、事前に担当者へ連絡し、提出方法について協議すること。

### (3) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 農政係（住所等は10ページに記載）

## 10 第一次審査

### (1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、令和8年7月8日（水）までに、全申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第2号様式）を電子メールにより送付する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された申込事業者は、令和8年7月9日（木）から7月16日（木）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

### (2) 留意事項

提出書類について、提出後の差替えは認めず、また返却しない。

## 11 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

### (1) 提出書類

ア 表紙（第3号様式）

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本7部

ウ 参加申込の際に提出した契約書の成果物 8部（コピー可）

### (2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】

項番	項目	企画提案書に記載すべき事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項を記載
2	本業務の実績	農業振興計画等の地方公共団体における策定支援業務を行った実績内容
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）
4	業務工程表	本業務の工程表及び当市と事業者の役割分担の明示
5	提案内容	仕様書の「6 業務の内容」の「(1) 第四次計画策定に必要となる調査・分析業務」から「(3) 第四次計画案の作成」までに掲げる各項目について、具体的な提案を行うこと。

### (3) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時に必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 農政係（住所等は、10ページに記載）

(6) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版（一部A3番の資料折込使用可）縦20ページ以内とする。また、ページ番号を付すこと。

ウ 表紙には、事業者名を記載すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

なお、カラー印刷での提出も可とする。

オ 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

カ 提出書類は返却しない。

## 12 見積書の提出

(1) 企画提案書とは別に、仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書及び内訳書を提出すること。（任意様式）

なお、内訳書は令和8年度と令和9年度を分けて作成すること。

(2) 見積書には、事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書き・氏名・代表者印を記名押印すること。

(3) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意のこと。

(4) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）

(5) 提出部数

1部

(6) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時に必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

(7) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 農政係（住所等は10ページに記載）

## 13 質問受付及び回答

企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書を次により提出すること。なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和8年7月9日（木）午前9時から

令和8年7月15日（水）正午まで（必着）

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（第4号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

なお、武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、企画提案書等の記入方法、手続等、本プロポーザルにおいて必要と判断される質問のみを受け付け、受付期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

また、メール件名は「【事業者名】武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信の確認電話をすること。質問を受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

(3) 提出先

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 農政係（アドレス等は、10ページに記載）

(4) 回答

令和8年7月17日（金）午後5時までに、提出されたすべての質問と回答を第二次審査参加事業者すべてに対し、電子メールにより送信するとともに、市公式ホームページで公開する。

## 14 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

(2) 日時（予定）

令和8年7月24日（金）（午前）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

なお、令和8年7月27日（月）（午後）を予備日とする。

(3) 場所

さくらホール（武蔵村山市市民会館）会議室

(4) 審査基準

ア 「15 審査基準 表2」の各項目に対し評価項目に対し、評価採点を行う。

イ 審査は、審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から評価を行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を加えたものを評価点とする。評価点の合計が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記項目により、企業評価及び業務評価の最高点は65点とし、これに価格評価点の最高点15点を加えた80点を最高評価点とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会において実施要領に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、優先契約交渉事業者を決定する。

イ 審査は、表2に定めた評価項目に沿って行う。

ウ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。

エ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

オ 実施時間は、1事業者につき30分以内（原則として、プレゼンテーションで20分以内及び質疑応答10分以内）とする。

カ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコンは事業者が持参すること。

なお、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては、当市で用意するため、使用する事業者は、企画提案書提出時に申し出ること。ただし、市が用意する機器と事業者が用意する機器に互換性がない場合は、事業者が用意すること。

キ 審査は個別に行い、非公開とする。

ク 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

#### (6) 審査結果

審査の結果は、令和8年7月下旬に電子メールにより第二次審査を受けた全員に対して、プロポーザル審査結果通知書（第5号様式）により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることができない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、おおむね通知日から起算して7日を経過するまでの期間において、決定されなかった理由についての説明を求めることができる。

### 15 審査基準

表2の評価項目等を審査基準とする。重要な項目については、重みを掛けて採点する。価格評価の配点基準は表3のとおりとする。

【表 2】

	区分	評価項目	評価の視点(配点)	配点	重み
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上高等に問題はないか。	5	
2	専門性・実績	事業者としての専門性	農業振興計画の立案について、コンサルティングに関する専門性を有しているか。	5	
3		同種業務の実績	本業務と同等の受託実績が複数あるか。また、同規模の地方公共団体における実績は豊富か。	5	
4	業務遂行力	業務体制の適確性	業務の実施に関して、適切な業務実施体制と各業務従事者の役割分担が明示されており、業務を適切に実施するための進捗管理や方法について、明確に提案されているか。	5	
5		担当者の実績	本業務の責任者及び主要担当者は、農業振興計画に関するコンサルティング業務において、責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。	5	
6	業務実施力	業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。	5	
7		役割内容	当市と事業者の役割分担の内容が的確かつ具体的で、当市の負担軽減となるような工夫が提案されているか。	5	
8	提案内容	現計画の分析支援	現計画の分析の手法は適切かつ効率的か。また現計画の施策の進捗状況及び課題が把握できるものとなっているか。	5	× 2
9		アンケート調査及びヒアリング調査の内容	市民及び農業者アンケートは、ニーズ・課題の抽出が可能な方法となっており、調査の手法は適切かつ効率的か。また、庁内及び関係団体のヒアリング調査は、手法や要点等がとらえられているか。	5	× 2
10		計画策定委員会及び庁内検討委員会の支援内容	委員会の支援体制が確保されており、専門的な視点から助言、意見対応等が行えるか。	5	× 2

**【表 3】**

評価項目	見積額	配点
価格評価	見積限度額を超えた場合	失格
	見積限度額と同額	0点
	見積限度額の95%以上100%未満	3点
	見積限度額の90%以上95%未満	6点
	見積限度額の85%以上90%未満	9点
	見積限度額の80%以上85%未満	12点
	見積限度額の80%未満	15点

## 16 契約の交渉及び締結

### (1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されない場合又は協議が調わなかった場合は、次点交渉事業者との協議に移る。

### (2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

### (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

## 17 情報公開の内容及び提供方法

### (1) 情報公開の内容

#### ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

#### イ 優先契約交渉事業者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された優先契約交渉事業者、審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

### (2) 提供方法

市公式ホームページ

## 18 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者が無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。
- (6) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 19 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

## 20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛に提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 21 事務局（問合せ先・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 農政係 担当：井上・山岡

電 話：042-565-1111 内線226

FAX：042-563-0793

E-mail：nosei@city.musashimurayama.lg.jp

※ 窓口及び電話での受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(第1号様式)

令和 年 月 日

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

㊞

### 参加申込書

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託に係るプロポーザルに参加したいので、下記のとおり関係書類を添えて参加を申し込みます。

### 記

#### 1 添付書類

(1) 武蔵村山市競争入札参加資格証の写し 1部

なお、武蔵村山市競争入札参加資格を有していない者については、武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領「6 参加資格(2)」に掲げる書類を提出すること。

(2) 過去5年以内に、当市と同規模程度の地方公共団体の農業振興関連計画等について策定支援業務を行った実績が分かる契約書(1面)の写し 1部

#### 2 担当者連絡先等

(1) 所属名 \_\_\_\_\_

(2) 職 名 \_\_\_\_\_

(3) 氏 名 \_\_\_\_\_

(4) 電話番号 \_\_\_\_\_

(5) ファックス番号 \_\_\_\_\_

(6) メールアドレス \_\_\_\_\_

(第2号様式)

令和 年 月 日

様

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長

参加資格審査結果通知書

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザルの参加申込の審査結果について、  
下記のとおり通知します。

記

1 参加資格を満たしているので、参加について次のとおり受け付けました。

(1) 受付日 令和 年 月 日

(2) 受付番号 第 号

2 参加資格を満たしていません。

(理由： )

(説明を求めることのできる期限：令和 年 月 日まで)

※ どちらかの結果のみを記載し、送付する。

(第3号様式)

令和 年 月 日

武蔵村山市第四次農業振興計画策定  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者

㊟

### 企画提案書

武蔵村山市第四次農業振興計画策定業務委託プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。

なお、提出書類の全ての記載事項について相違ないことを誓約します。

#### 【提出内容】

- 会社概要
- 同種業務の実績
- 業務体制表
- 業務工程表
- 提案内容
- 見積書（別途）

本件の企画提案書に関する問合せ等の担当部署及び担当者

担当部署	
役職・氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

(第4号様式)

令和 年 月 日

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長 様

事業者名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 質問書

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領に係る以下の内容を質問します。

番号	ページ	項番	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

#### 【記入要領】

- 質問内容を本様式に記入の上、電子メールに添付し送付すること。
- 電子メールの件名の先頭に「【事業者】武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務（質問書）」と必ず記載すること。
- 送付先：武蔵村山市協働推進部産業観光課 井上・山岡  
メールアドレス：nosei@city.musashimurayama.lg.jp
- 5件を超える質問がある場合は行を追加して記入すること。
- 各項目の記入要領
  - ・担当者氏名→質問に関して当市から問い合わせをする際の担当者の氏名を記入する。
  - ・電話番号→上記担当者の電話番号を記入する。
  - ・ページ→該当ページを記入する。
  - ・項番→該当箇所がわかるよう、自由に記載すること。(例：「別紙3」、「32行目」等)
  - ・質問内容→質問したい内容を簡潔に記載する。要望・意見等は受け付けない。

(第5号様式)

令和 年 月 日

様

武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書の提出があった武蔵村山市第四次農業振興計画策定支援業務委託のプロポーザルについて、審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 1 企画提案を採用します。
- 2 次の理由により、企画提案は採用されませんでした。  
(提案 事業者中 第 位)  
(理由 : )  
(説明を求めることのできる期限 : 令和 年 月 日まで)

※ どちらかの結果のみを記載し、送付する。